

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1

TEL 0847-22-3211 FAX 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp (所長用)

mmc.matsuura@tkcnf.or.jp (事務所用)

URL <http://www.matsuura-apollon.jp>

3

令和8年
2026

今月のことば

真心のないところに
真の理解も支持もあり得ない

古泉榮治
(亀田製菓創業者)

会計

決算をサクッとキチンと終わらせる!
——決算時は「資産・負債の残高確定」のタイミング

税務

令和8年度税制改正のポイント①
インボイス制度「経過措置」の内容が変わります

労務

いまこそ考えてみましょう「シニア人材の雇用」

トピック

令和8年4月1日から! 自転車の「青切符」制度がスタート

決算をサクッとキチンと終わらせる!

—— 決算時は「資産・負債の残高確定」のタイミング

3月は決算を迎える企業が多い月です。決算手続きでは、決算日時点の資産(現金預金、売掛金、棚卸資産、固定資産等)や負債(買掛金、借入金、未払金等)を確認して、残高を確定させる必要があります。決算をサクッとキチンと終わらせるためのポイントを確認しましょう。

資産・負債が実際に存在しているか、 モレなく計上されているかを確認

決算手続きとは、正しい決算書を作成するため、決算日時点において、決算書に計上される資産や負債が実際に存在しているか、また記載すべき資産や負債がモレなく計上されているか確認し、確定させる作業です。

これにより、正確な当期利益を計算することができます。

資産、負債に注目して、主な項目の決算手続きを見てみましょう。



算日において発生主義で計上されているか)を確認します。なお、決算月においては、請求締日後の売上も決算時に計上します。

【資産の部】のポイント!!



①現金預金：決算日時点の帳簿残高と 実際の残高の一致を確認

現金は、日々の事務と同様、金種別に数えて実際の残高を確認します。帳簿残高との差異の原因(記帳モレ、誤記載など)を調べます。

預金は、金融機関から決算日時点の「預金残高証明書」を取得して、口座残高と帳簿残高を照合します。差異があれば、その原因(帳簿に未記帳の振込や引落など)を調べます。

②売掛金：総勘定元帳の「売掛金」と 補助元帳(得意先別明細)を照合

得意先ごとに売掛金残高を管理している場合は、そのデータと財務データとが一致していることを確かめます。必要に応じて、取引先に「残高確認書」を送付し、回答を得ることで残高の正確性を確かめましょう。

また、売掛金の計上日が正しいかどうか(決

③棚卸資産：実地棚卸しを行い、 実際の数量と帳簿上の数量を照合

実地棚卸しの結果、商品、製品、原材料などの実際の数量と帳簿上の数量とに差異があるときは、紛失、無断出庫、入出庫時の記録ミスなど、その原因を調査します。

実地棚卸しで確認しにくい棚卸資産にも注意しましょう。製造途中の仕掛品や半製品のほか、外部の倉庫に保管しているもの、販売先へ輸送中のもの(検収基準による売上の場合)、未着品なども棚卸資産に含まれます。死蔵品や滞留品などの不良在庫がある場合は、決算日までに、値引販売や廃棄処理、買取業者への引き渡し等の手段をとることを検討しましょう。処分したときは、写真や買取業者の領収書などの証拠資料を保管しておきます。

④仮払金：決算日までに必ず精算

仮払金は、あくまで一時的に使用する勘定科目です。決算日までに精算し、取引内容に見合った勘定科目(交際費、旅費交通費、消耗品費など)に振り替え、残高が残らないようにします。

⑤固定資産：現物と固定資産台帳を照合

固定資産（建物、機械、車両、備品、工具器具など）は、実際に、存在し、稼働しているかどうかを現物と固定資産台帳とを照らし合わせて確認します。事業年度中に取得した固定資産であっても、事業の用に供していない場合は、税法上、減価償却費を計上することはできません。

事業年度中に固定資産の売却、除却、下取り、廃棄などがあったときは、適切に会計処理されているかを確認します。

また、固定資産を修繕した場合は、資産として計上すべきものが、修繕費として処理されていないかを再度確認します。

【負債の部】のポイント!!



①買掛金：総勘定元帳の「買掛金」と補助元帳（仕入先別明細）を照合

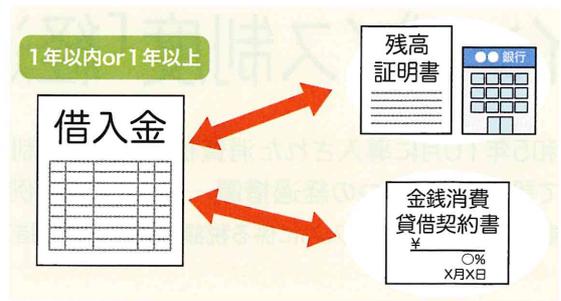
仕入先ごとに買掛金残高を管理している場合は、そのデータと財務データとが一致していることを確かめます。

また、買掛金の計上日が正しいかどうか（決算日において発生主義で計上されているか）を確認します。取引先の請求締日後の仕入も決算時に計上します。請求書が未着の仕入がある場合は、仕入先に請求書の発行を催促します。

②借入金・役員借入金：

帳簿残高との照合と短期・長期に区分

金融機関からの借入金は、帳簿の残高に誤りがないか、借入金額や利率、返済期限、返



済方法が「金銭消費貸借契約書」のとおりになっているかを確認します。あわせて、金融機関から決算日時点の「残高証明書」を取り寄せて照合します。

借入金は、返済期限が1年以内に到来するものを「短期借入金」に、1年を超えるものを「長期借入金」に区分します。なお、役員からの借入金は、別の勘定科目である「役員借入金」として計上することが望ましいでしょう。

③未払金・未払費用：支払未了のものを計上

仕入以外の購入に関する請求書を確認し、支払いが未了のものを「未払金」や「未払費用」として計上します。

クレジットカードで購入した場合、カード利用明細書が未着であっても、領収書や利用控えで金額を把握し、購入日において「未払金」として計上することが大切です。

広告費、通信費、保険料など、すでにサービスの提供を受けているもので、請求書が未着または支払いが未了の取引がないかを確認します。サービス提供日や利用日が当期中である費用については、発生主義に基づき、決算日時点で「未払金」や「未払費用」として計上します。

Point

クレジットカード取引をサクッとタイムリーに！

TKCのFXクラウドシリーズ「銀行信販データ受信機能」を利用すれば、インターネットバンキングの入出金明細、クレジットカードの支払明細、電子マネーの支払明細データを自動受信。カード利用時(商品購入日・サービス受領日)のデータを基に、未払金または未払費用として計上できるため、計上モレや期ズレの心配がなくなります。



令和8年度税制改正のポイント① インボイス制度「経過措置」の内容が変わります

令和5年10月に導入された消費税インボイス制度。その定着に向け、事業者の事務負担に配慮して設けられた2つの経過措置——①「2割特例」(小規模事業者向けの措置)②「80%控除」(免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する措置)——の内容が変わります。

※本稿は、「令和8年度税制改正の大綱」(令和7年12月26日閣議決定)に基づいています。

インボイス制度の経過措置①

「2割特例」から「3割特例」へ 個人事業主に限り適用可能に

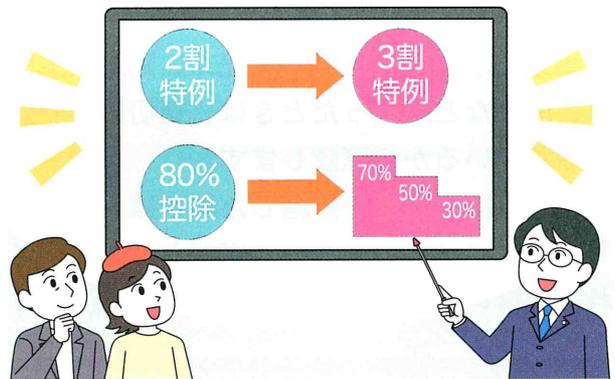
「2割特例」とは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者を対象としたもので、消費税の納付税額を、売上に係る消費税額の2割とすることができる特例です。原則、次に該当する人が適用することができます。

- インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった
- 基準期間*の課税売上高が1,000万円以下
※個人事業者：2年前 法人：原則2事業年度前

消費税の申告には、通常、売上や仕入に係る消費税額等の集計やインボイスの保存などが必要になりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率ごとに把握するだけで、申告書を作成することができます。

事前の届出が不要で、申告時に選択適用することが可能です(確定申告書にその旨の付記が必要)。対象期間は令和8年9月30日までの日を含む課税期間(個人事業者は、令和8年分の申告まで対象)とされていました。

法人を対象とした「2割特例」は終了しますが、令和8年度税制改正により、個人事業者(これまで「2割特例」の対象となっている個人事業者も含む)に限り、消費税の納税額を売上税額の「3割」とすることができる措置が講じられます(2年限りの措置：令和9年分および令和10年分)。



この改正により、現在「2割特例」の適用を受けている個人事業者の納税額が増えることとなります。事業者によっては、簡易課税制度 [そもそも解説①](#) の届出を検討してみる必要があります。

インボイス制度の経過措置②

「80%控除」から「70%控除」へ 段階的に引き下げ、措置期間も2年延長

インボイス制度の下では、インボイス発行事業者以外の事業者(免税事業者またはインボイス発行事業者登録のない課税事業者)からの課税仕入れについて、仕入税額控除 [そもそも解説②](#) のために必要なインボイスを受け取って保存することができないことから、原則として、仕入税額控除を行うことができません。

こうしたことから、インボイスを発行できない免税事業者等が取引から排除されるおそれがあるとして、インボイス制度の導入から一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

そもそも解説 ①

簡易課税制度とは？

中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から、事業者の選択により、売上に係る消費税額を基礎として仕入に係る消費税額を算出することができる制度です。

基準期間(個人事業者は前々年、法人は原則として前々事業年度)の課税売上高が5,000万円以下であった場合、売上に係る消費税額に、事業の種類区分(事業区分)に応じて定められた「みなし仕入率」(右)を乗じて算出した金額を、仕入に係る消費税額として、売上に係る消費税額から控除することができます。

この制度を適用するには、所轄税務署長への「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

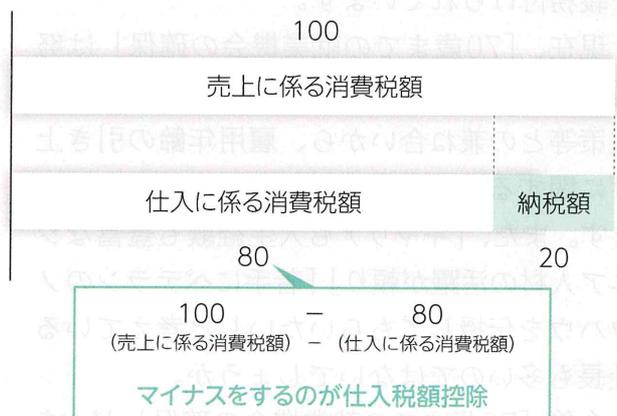
事業区分	みなし仕入率
【第1種事業】 卸売業	90%
【第2種事業】 小売業、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業に限る)	80%
【第3種事業】 農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業および水道業	70%
【第4種事業】 第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業以外の事業(飲食店業など)	60%
【第5種事業】 運輸通信業、金融業および保険業、サービス業(飲食店業に該当するものを除く)	50%
【第6種事業】 不動産業	40%

そもそも解説 ②

仕入税額控除とは？

消費税の納税額を計算するにあたって、売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額をマイナスすることをいいます。

仕入税額控除を行うには、原則として、帳簿および売手(仕入先)から交付を受けたインボイス(適格請求書)の保存が必要です。



令和8年度税制改正により、免税事業者等からの課税仕入れについて、控除できる期間が2年延長されるとともに、その控除可能割合も見直されます(下図表)。

図表 免税事業者等からの課税仕入れ

期間	控除可能割合
~令和8年9月30日まで	80%
令和8年10月1日から 令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から 令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から 令和13年9月30日まで	30%

この経過措置の適用を受けるには、①区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存②80%控除等の特例を受ける課税仕入れである旨を記載した帳簿(仕訳帳・元帳)の保存——が必要となります(この適用要件については令和8年度税制改正における変更はありません)。

今改正により控除可能割合が段階的に引き下げられていくことから、免税事業者等と取引をしている事業者は、令和8年9月30日までに、①会計システム等の改修②免税事業者等との取引内容の確認——等の準備を行うことが必要になります。

いまこそ考えてみましょう 「シニア人材の雇用」

全事業者に義務付けられている「65歳までの雇用確保」。現在「70歳までの就業機会の確保」は努力義務ですが、人手不足の昨今、シニア人材の雇用はますます一般化していくとみられます。4月からの2つの制度改正も控えているいま、あらためて考えてみませんか。

シニア人材に長く活躍してもらうための 4つのポイント

令和7年4月から、全事業者は、原則として希望する全従業員に、①定年制の廃止②定年を65歳に引き上げ③希望者全員を65歳まで継続雇用する制度を導入——のいずれかの措置を講じて、65歳までの雇用を確保することが義務付けられています。

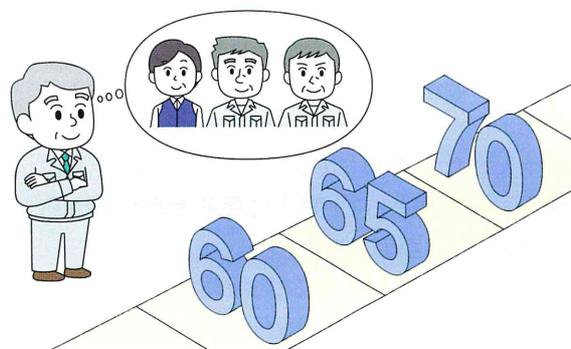
現在、「70歳までの就業機会の確保」は努力義務ではありますが、人手不足や社会保障政策等との兼ね合いから、雇用年齢の引き上げに関する議論は今後活発化すると予想されます。また、「キャリアも人生経験も豊富なシニア人材の活躍が頼り」「若手にベテランのノウハウを伝授してもらいたい」と考えている社長も多いのではないのでしょうか。

今後「70歳までの就業機会の確保」が大きな潮流となることも見据え、シニア人材により活躍してもらうための就業環境をいまから整えておきましょう。おさえたいポイントは次の4つです。

(1) 就業規則の見直し

労働時間と賃金、退職に関する事項は、就業規則に必ず記載しましょう。また、定年制や雇用確保措置の変更や新設を行う場合、就業規則等を変更しなければなりません。自社の実態に即した就業規則を作成しましょう。

なお、就業規則を変更した場合、常時10人以上の従業員を雇用する事業者は、その旨を所轄の労働基準監督署長に届け出る必要があります。届出を忘れないようにしましょう。



(2) シニア人材の賃金・労働条件の見直し

シニア人材の賃金は、自社の経営状況に基づき、適切な金額を設定しましょう。その他、雇用形態や業務内容、週の勤務日数や労働時間等も、必要に応じて見直すことが大切です。

(3) 継続雇用の意思確認

継続雇用の対象となるのは、「希望者全員」です。シニア人材に対して、今後の賃金・労働条件等を説明し、遅くとも定年等を迎える6か月以上前には、本人に継続の意思があるかどうかを確認しておくといいでしょう。

意思確認の際は、「継続雇用に関する申出書」等の書面に本人に記入してもらい、対面で確認しましょう。口頭のみで済ませるのはトラブルの元となります。

(4) シニア人材の処遇・支援体制の見直し

継続雇用以降の処遇を一律にしたり、再雇用後に賃金を極端に下げたりせず、本人の能力や職務内容を考慮して賃金を設定するなど、活躍を後押しする人事制度を構築しましょう。また、体調管理をサポートすることも大切です。もし、継続雇用を機に従来とは違う業務を任せることになった場合は、新しい業務の研修も実施しましょう。

令和8年4月から変わります! 「在職老齢年金制度」「労災防止対策の義務化」

令和8年4月は、シニア人材を雇用する会社にとって重要な制度改正が控えています。

● 「在職老齢年金制度」の見直し

「在職老齢年金制度」は、60歳以降に老齢厚生年金を受け取りながら、会社等で厚生年金に加入して働く人（厚生年金被保険者）を対象とした制度です。一定額以上の報酬のある人は年金制度を支える側に回ってもらう——という考え方に基づくもので、賃金と年金の合計額に応じて、老齢厚生年金の一部または全額がカット（支給停止）となる仕組みです（老齢基礎年金は全額支給）。

現行制度では、働く高齢者の賃金と老齢厚生年金の合計が「51万円」（令和7年度の基準額）を超えると、老齢厚生年金が減額されます。令和8年4月から、この基準額が「62万円」へと引き上げられます（図表）。

これにより、賃金と老齢厚生年金の支給額の合計が62万円を超えるまでは、老齢厚生年金は減額されずに満額支給されます。

なお、現行の「51万円」の基準で年金がカットされていた人は、令和8年4月以降、年金が

全額支給されるようになります。

厚生労働省Webサイト
「公的年金シミュレーター」でチェック!
(令和8年1月1日現在)



● 高齢労働者の労災防止対策が努力義務化

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすい——といった傾向があります。こうしたことを背景に、労働安全衛生法が改正されました。令和8年4月から、高齢労働者（60歳以上）に対する労災防止対策を講じることが全事業者の努力義務となります。

具体的には、「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入や、体力チェックの実施、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少等、高齢労働者の特性を考慮した業務の割り振りや管理等を行うことが重要とされています。

厚生労働省Webサイト
「高齢労働者の安全衛生対策について」
(令和8年1月1日現在)



図表 在職老齢年金制度の見直し ※賃金月45万円、老齢厚生年金月10万円の場合



厚生労働省Webサイト「在職老齢年金制度の見直しについて」等を基に作成

※詳しくは社会保険労務士へお問い合わせください。



令和8年4月1日から！ 自転車の「青切符」制度がスタート

令和8年4月1日から、自動車ではおなじみの「青切符」制度（交通反則通告制度）が自転車についても適用されます。通勤の移動手段や配達手段としても欠かせない自転車ですが、「これくらいなら」「ついうっかり」の違反行為もしがちでは？ あらためて確認しておきましょう。

papico/PIXTA

「青切符」で検挙される違反例

自転車の運転者（16歳以上）が一定の違反をした場合、「青切符」による検挙の対象となります。青切符により検挙される「一定の違反」とは、「交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反」をいいます。その具体的な違反例（一例）は次のとおりです。

信号無視 6,000円
点滅信号を無視した場合 5,000円



一時不停止 5,000円



右側通行 6,000円



携帯電話使用等(保持) 12,000円



遮断踏切立入り 7,000円



制動装置(ブレーキ)不良 5,000円



※原則として、業務上の交通反則金を会社で負担しても経費（損金）にはなりません。

加えて、信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙されたとき、または交通事故を起こしたときは、都道府県公安委員会により「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

なお、酒酔い運転や酒気帯び運転、妨害運転等の「重大な違反」をしたとき、または交通事故を起こしたときは、「赤切符」（刑事手続き）により検挙されます。

警察庁交通局公表の「自転車を安全・安心に利用するために——自転車ルールブック」等も参考にして、安全運転を心がけましょう。

自転車「青切符」制度について詳細はこちらから
警察庁Webサイト「自転車交通安全 自転車の新しい制度」
(令和8年1月1日現在)



参考:警視庁リーフレット「2026年4月1日 自転車も交通反則通告制度開始」等

今月の
ことば

真心のないところに真の理解も支持もあり得ない 古泉榮治（亀田製菓創業者）

ロングセラー商品「柿の種」「ハッピーターン」などで知られる亀田製菓。その創業者、古泉榮治氏は1946年（昭和21年）に亀田郷農民組合委託加工所を創業。その後、戦後の食糧難の時代、「生活に喜びと潤いを」との想いで米菓の製造を開始。信頼や協力を重視していた同氏は、不況の時こそ経営者の人間性が試されるとして、一緒になって考える、常に激励する——など、「部下、従業員と隔意なく融合」することが窮状を脱するために必要と説く。 出典:『新潟経済社会リサーチセンター月報:にいがたの現在・未来』1975年11月号